

旭川市地区民生委員推薦準備会設置要綱

(設置)

- 1 旭川市の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。以下「民生委員等」という。）候補者の推薦に当たり、地域住民の意見を十分に取り入れ、適格者の選出を行うため、原則として、市内の地区民生児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）を単位とする区域ごとに地区民生委員推薦準備会（以下「準備会」という。）を置く。

(準備会の構成)

- 2 準備会は、委員若干名をもって構成し、地区民児協会長のほか、次に掲げる者の中から、旭川市長及び旭川市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）委員長が委嘱する。
 - (1) 地区市民委員会及び自治会等の関係者
 - (2) 地区市民委員会女性部の関係者
 - (3) 地区社会福祉協議会の関係者
 - (4) 青少年育成活動団体の関係者
 - (5) 社会福祉団体の関係者
 - (6) その他学識経験のある者

(委員の任期)

- 3 準備会は、民生委員等の任期満了に伴う全国一斉改選時にのみ設置するものとし、委員は、当該改選による民生委員等の委嘱が行われると同時に自動的に解嘱されるものとする。

(準備会の任務)

- 4 準備会は、旭川市民生委員・児童委員候補者推薦要領及び旭川市主任児童委員候補者推薦要領に基づき、民生委員等として適格者の調査及び選考を行い、候補者を推薦会に内申する。

(代表委員)

- 5 準備会は、地区民児協会長を除く委員の中から代表委員1名を選出し、代表委員は、会議を招集してその議長となる。

(幹事)

- 6 地区民児協会長は、幹事として代表委員を補佐し、準備会の運営の総括、推薦調書等の作成及び関係行政機関との連絡調整を行う。

(会議)

- 7 準備会の会議は非公開とし、委員の総数の過半数が出席しなければ開催することができない。

(運営)

- 8 準備会は、一部の強い発言等によって意思決定を左右されることなく、委員の総意に基づき民主的に運営されなければならない。

(義務)

- 9 委員は、各選出母体の利益代表ではないことを自覚し、会議の内容等について、その秘密を厳守しなければならない。

(活動費の額及び支給方法)

- 10 準備会委員に支給する活動費の額は一律1,000円とし、任務が終了した後、口座振込により支払う。

(雑則)

- 11 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、推薦会が定める。